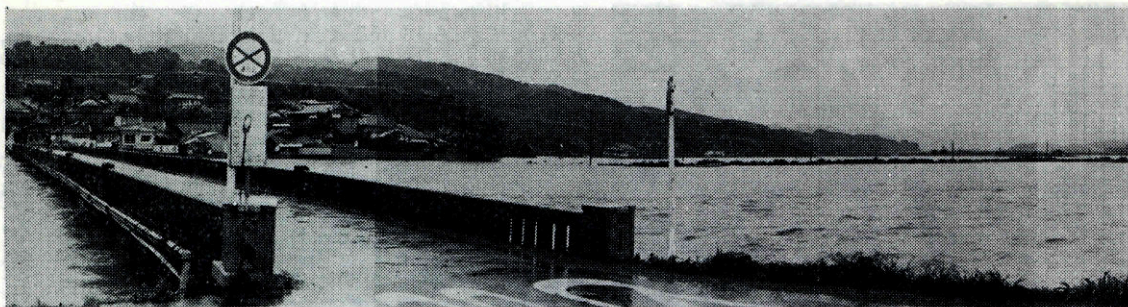




被害総額 八億五千万円 いたいたしい豪雨のつめあと

七月九日夕刻から降り出した雨は二日夜までつづき、連続降雨量は町役場で四九二・五ミリに達し、一日午後六時、町役場へ災害対策本部を設置、夜を徹して各種の業務を続行、町内全域に発生する災害に町の全機能をあげて対処したにもかかわらず、総額八億五千万円という巨額な被害をこうむるにいたった。

これが復旧については関係機関へ対し早期復旧について強力に要請するとともに、恒久的防災施策の樹立実施により、生活環境及び生産基盤の整備確立等、挙町一致の体制で今後に対処することになりました。

なお災害復旧等にかゝる補助金及び各種貸出金等の制度の主なものは次のとおりです。

災害復興住宅建設、補修資金のゆう資
◆受付期間七月二〇日、一〇月末

被害状況のまとめ

	被害の種類別	被害の総額	
		数量	金額千円
住家	軽傷	1人	
	流失埋没	3棟	4,300
	世帯数	3	
	人員	11人	
	半壊	5棟	1,600
	流失埋没	5	
	世帯数	5	
	人員	23人	
	一部破損	28棟	3,500
	世帯数	28	
家	人員	119人	
	床上浸水	3棟	100
	世帯数	4	
	人員	10人	
	床下浸水	156棟	1,000
	世帯数	166	
	人員	574人	
	一般住家	1棟	300
	半壊	3棟	900
耕地	田	流失埋没面積	16.7ヘクタール
	冠水	面積	160.0ヘクタール
	畑	流失埋没面積	3.0ヘクタール
	冠水	面積	40.0ヘクタール
地	農地保全	11か所	318,400
	ため池	48か所	14,400
	頭首工	3か所	2,100
	橋りょう	3か所	1,500
	道路	1.657m	18,100
	水路	1.011m	26,100
	その他	2.742m	62,900
	その他	1.18か所	
	農業	1,987か所	
	その他		
農業	農作物	920トン	5,400
	山地崩壊	90か所	20,000
	林道	30か所	10,000
	その他	立木他	5,500
水産	漁港	2か所	200
	河川	32か所	81,350
	道路	77か所	151,800
土木	施設	1か所	1,400
	公立学校施設	3校	328
	その他	4校	
	その他	1か所	100
合 計			8億4千4百27万8千円

日まで ◆受付場所「住宅金ゆう公庫業務取扱店又は同受付取扱店」と表示した金ゆう機関、町内各農協、山口銀行長門支店 ◆ゆう資条件、七月豪雨災害により住宅に損害を受けその復旧に一〇万円以上の経費を要し月の収入が償還金の四倍以上あるもの ◆確実な保証人を要す ◆住宅の床面積が四坪以上六坪以内で建築基準法その他の関係法令に適合していること ◆ゆう資の限度額、耐火構造一〇八〇万円、木造一〇五五万円、補修の場合、四万円〜八〇万円 ◆利率 年五・五％ ◆償還期間 耐火構造一〇五五万円以内、簡易耐火構造一〇五五万円以内、その他一八年内 ◆補修一〇年以内 ◆償還方法 元金均等毎月払いを原則とする。

その他くわしいことは取扱金ゆう機関の窓口で尋ね下さい。 ◆災害復旧（国庫補助対象）二人以上共同の農業用施設で一件が一〇万円以上の災害を受けた場合、その復旧費の六五％が補助対象となり残りの三五％が自己負担となる。 ◆世帯更生資金 住宅資金、貸付限度額三〇万円、利率は年三％、償還期間は六年。 ◆災害援護資金 貸付限度額一五万円、無利子、償還期間は六年となっており、申込みは町社会福祉協議会へ。

災害による税の減免について

一、町税

(1) 個人の町（県）民税
納税者の所有する住宅又は家財が、災害により、被災直前の資産の3/10以上の損害を受けたものでかつ、前年中の合計所得金額が二百万円以下であるものに對してはその被災程度により、軽減又は免除をします。

(2) 固定資産税

納税者の所有する固定資産が、災害により当該資産の2/10以上の損害を受けたものに對しては、その被災程度により、軽減又は免除をします。

(1)又は(2)に該当する方は、町役場税務課へお申し出ください。

お申し出により、実地調査をし、減免等申請書を提出していただきますが、担税力等も勘案し、納税の猶予、軽減、免除を決定します

二、県税

個人事業税、不動産取得税、その他の県税の納税者の方で、災害により建物や事業用資産、その他財産に大きな損害を受けた方に対しては、税金の免除や納税の延期が認められますので、該当の方は遠慮なく萩県税務所、又は町役場税務課へご相談ください。

三、所得税

予定納税の通知を受けた方で、大きな災害を受けた方は、長門税務署へ減額承認の手続きをしてください。詳細は長門税務署へご相談ください。